



J-LODlive2(キャンセル料支援)②展示会用 公募要項Ver.15 新旧対照表

番号	新(Version15)	旧(Version14)	備考
1			<p>&lt;修正&gt; ・公募要項の改訂に合わせて修正した</p>
2	<p style="text-align: right;">実施すべき事業 11</p> <p>日本発のコンテンツの海外展開というこの補助金事業の目的に沿い、緊急事態宣言に伴うイベント開催制限や施設利用に関する協力依頼により、自粛した展示会に関連する内容のPR動画を制作し、海外に発信する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓延期・中止になった展示会に関連する内容のPR動画とは、延期、中止した展示会の内容をプロモーションする動画であること (例：出展者の商品・サービス・情報を紹介し、それらの魅力を発信する動画など。イラストレーション等によるスライドショーなどや過去に他の展示会で制作した動画の活用も含む。)</li> <li>※字幕や音声のみで表現されている動画は対象外となります。</li> </ul> </li> <li>●本数 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓1申請につき1本制作・配信することが原則です。</li> <li>✓複数の展示会を実施する予定であった場合には、内容が同一であれば、同一の動画を1つ作成することで、各申請について動画を制作・配信したとみなします。(※提出の際は48頁を参照)</li> <li>※この場合、PR動画の制作・配信に関する費用は、1展示会あたりの限度額(13頁参照)までしか認められません。複数の申請について1本の動画にまとめる場合に、各申請毎にPR動画の制作・配信費を計上し、1展示会あたりの限度額以上の交付を受けることはできませんのでご注意ください。</li> </ul> </li> <li>●時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓動画の長さは最低5分以上(上限なし)とします。</li> </ul> </li> <li>●配信方法・期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体(自社HP、会員登録が必要な媒体も含む)で配信する必要があります。</li> <li>✓動画の配信期間は、配信日から原則1年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります(一切配信しないことは認められません)。</li> </ul> </li> <li>●権利処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓動画は、適切に権利(映像素材や音楽の著作権、著作権隣接権など)の処理をしたらうえて、配信することとします。</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: right;">実施すべき事業 11</p> <p>日本発のコンテンツの海外展開というこの補助金事業の目的に沿い、緊急事態宣言に伴うイベント開催制限や施設利用に関する協力依頼により、自粛した展示会に関連する内容のPR動画を制作し、海外に発信する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓延期・中止になった展示会に関連する内容のPR動画とは、延期、中止した展示会の内容をプロモーションする動画であること (例：出展者の商品・サービス・情報を紹介し、それらの魅力を発信する動画など。イラストレーション等によるスライドショーなどや過去に他の展示会で制作した動画の活用も含む。)</li> <li>※字幕や音声のみで表現されている動画は対象外となります。</li> </ul> </li> <li>●本数 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓1申請につき1本制作・配信することが原則です。</li> <li>✓複数の展示会を実施する予定であった場合には、内容が同一であれば、同一の動画を1つ作成することで、各申請について動画を制作・配信したとみなします。(※提出の際は48頁を参照)</li> </ul> </li> <li>●時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓動画の長さは最低5分以上(上限なし)とします。</li> </ul> </li> <li>●配信方法・期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体(自社HP、会員登録が必要な媒体も含む)で配信する必要があります。</li> <li>✓動画の配信期間は、配信日から原則1年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります(一切配信しないことは認められません)。</li> </ul> </li> <li>●権利処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓動画は、適切に権利(映像素材や音楽の著作権、著作権隣接権など)の処理をしたらうえて、配信することとします。</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;修正&gt; ・PR動画の制作・配信に関する費用の限度額について、記述を明確化した</p>

J-LODlive2(キャンセル料支援)②展示会用 公募要項Ver.15 新旧対照表

番号	新(Version15)	旧(Version14)	備考								
3	<p><b>18 補助対象経費</b></p> <p><b>(2) PR 動画の制作・配信に関する費用</b></p> <p>※上限額については下記参照</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜出演関係費＞</li> <li>✓ 出演料</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利使用料</li> <li>✓ 配信費</li> <li>✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の20%を上限とする）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜映像制作配信費＞</li> <li>✓ 映像収録費</li> <li>✓ 映像制作費</li> <li>✓ 映像編集費</li> <li>✓ 翻訳費</li> <li>✓ 字幕・吹替費</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table> <p><b>補助対象外経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）</li> <li>✓ 社内人件費（※19 頁参照）</li> <li>✓ 消費税</li> <li>✓ 銀行の振込手数料</li> </ul> <p>等</p> <p>※動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっております。（13 頁より再掲）          (1) 交付決定額が150万円以上の場合：交付決定額の20%を上限とする。ただし、上限150万円とする。          (2) 交付決定額が150万円以下の場合：上限30万円とする。</p> <p>※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとさせていただきます。</p> <p>※この場合、PR 動画の制作・配信に関する費用は、1 展示会あたりの限度額（15 頁参照）までしか認められません。複数の申請について1本の動画にまとめる場合に、各申請毎にPR 動画の制作・配信費を計上し、1 展示会あたりの限度額以上の交付を受けることはできませんのでご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜出演関係費＞</li> <li>✓ 出演料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利使用料</li> <li>✓ 配信費</li> <li>✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の20%を上限とする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜映像制作配信費＞</li> <li>✓ 映像収録費</li> <li>✓ 映像制作費</li> <li>✓ 映像編集費</li> <li>✓ 翻訳費</li> <li>✓ 字幕・吹替費</li> </ul>		<p><b>18 補助対象経費</b></p> <p><b>(2) PR 動画の制作・配信に関する費用</b></p> <p>※上限額については下記参照</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜出演関係費＞</li> <li>✓ 出演料</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利使用料</li> <li>✓ 配信費</li> <li>✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の20%を上限とする）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜映像制作配信費＞</li> <li>✓ 映像収録費</li> <li>✓ 映像制作費</li> <li>✓ 映像編集費</li> <li>✓ 翻訳費</li> <li>✓ 字幕・吹替費</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table> <p><b>補助対象外経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）</li> <li>✓ 社内人件費（※19 頁参照）</li> <li>✓ 消費税</li> <li>✓ 銀行の振込手数料</li> </ul> <p>等</p> <p>※動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっております。（13 頁より再掲）          (1) 交付決定額が150万円以上の場合：交付決定額の20%を上限とする。ただし、上限150万円とする。          (2) 交付決定額が150万円以下の場合：上限30万円とする。</p> <p>※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとさせていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜出演関係費＞</li> <li>✓ 出演料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利使用料</li> <li>✓ 配信費</li> <li>✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の20%を上限とする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜映像制作配信費＞</li> <li>✓ 映像収録費</li> <li>✓ 映像制作費</li> <li>✓ 映像編集費</li> <li>✓ 翻訳費</li> <li>✓ 字幕・吹替費</li> </ul>		<p>＜修正＞          ・PR動画の制作・配信に関する費用の限度額について、記述を明確化した</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>＜出演関係費＞</li> <li>✓ 出演料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利使用料</li> <li>✓ 配信費</li> <li>✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の20%を上限とする）</li> </ul>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>＜映像制作配信費＞</li> <li>✓ 映像収録費</li> <li>✓ 映像制作費</li> <li>✓ 映像編集費</li> <li>✓ 翻訳費</li> <li>✓ 字幕・吹替費</li> </ul>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>＜出演関係費＞</li> <li>✓ 出演料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利使用料</li> <li>✓ 配信費</li> <li>✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の20%を上限とする）</li> </ul>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>＜映像制作配信費＞</li> <li>✓ 映像収録費</li> <li>✓ 映像制作費</li> <li>✓ 映像編集費</li> <li>✓ 翻訳費</li> <li>✓ 字幕・吹替費</li> </ul>											